

平成27年度 町政運営方針（概要）案

〓町制施行60周年 温かみのあるまちをめざして〓

議長のお許しを得ましたので、平成27年第1回岬町議会定例会にあたり、町政運営方針を述べさせていただきます。

私が住民の皆様の信託を得て、町政のかじ取りを担ってから、早いもので6度目の春を迎えることができました。

この間、私は、「温かみのある町政を進めること」、「

「財政を立て直すこと」、「町の未来を創造すること」の3点を基本理念として、岬町の発展のため、職員と一丸となって町政運営を進めてまいりました。

これもひとえに、住民の皆様や議会をはじめとする関係者の皆様方の御理解と御協力によるものであり、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

今後とも岬町の豊かな未来を目指し、活力あるまちづくりに取り組んでまいります。

さて、平成27年度は、町制施行60周年という節目の年であり、将来に向けた新たな出発のときであります。

また、この岬町の豊かな自然環境を守り、まちの発展に情熱を傾け、現在の岬町の礎を築いてこられた先人たちに私たち住民一人ひとりが感謝すべき年でもあります。

私は、この機会に町の特性を活かしたシテイプロモーションを進めてまいりたいと考えています。先人の方々が残された貴重な財産である美しい海辺や里山などの豊かな自然、そして淡路や四国、和歌山に通じる太平洋新国土軸の中心地にあることが、他の町にはない私たちの町の特性であり、この強みを発信してまいります。

住民の皆様はすでにこの町の特性を活かしながら豊かに暮らしています。私たちの町での暮らしは魅力に溢れています。

私は、これからも自信をもって、この魅力ある岬町での暮らしをしっかりと伝えていきたいと思っております。

また、平成27年度は、国が重点施策に掲げる「地方創生」の取組がスタートする地方創生元年でもあります。

国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、国民が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境を作り出し、「仕事」が「人」を呼び、「人」が「仕事」を呼び込む「好循環」を確立することで、新たな人の流れを生み出し、「町」に活力を取り戻すことに取り組むとしていきます。

全国的に人口減少や少子高齢化が進展する中で、本町に おいても、少子高齢化と人口減少が進んでいます。かつて、本町の地域経済は、関西経済を支えた多奈川発電所や海上交通の要衝として賑わいを見せた深日航路によって、大いに栄えておりました。

しかしながら、多奈川発電所の長期休止や深日航路の廃止により、雇用の場や人・モノの流れが失われたことによって、

かつての賑わいが失われております。

私は、このような状況の中で、本町の人口を維持し、岬町の豊かな未来を創造していくためには、この地方創生元年を好機ととらえ、積極的な施策展開を行っていくことが重要であると考えております。

特に、第二阪和国道の開通を見据え、道の駅の整備や深日港再生に係る「みなとアオアシスみさき」などによる交流人口の拡大と子育てや教育環境の充実によって町への好感度を高め、定住人口の確保に取り組んでまいります。

そして、これらの取組と併せて、本町の今後5年間の基本目標や具体的な施策をとりまとめる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、そこでの取り組みを着実に実行してまいりたいと考えております。

町制施行60周年の記念すべき年を迎えるに当たり、温かみのある町政を念頭に、これまで取り組んできた施策を新たに策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

によって更に発展させ、住民の皆様と課題を共有し、私たちの「まちの価値」を高めるまちづくりを進めてまいります。

次に、予算編成の目安となる社会経済情勢について、ご説明申し上げます。

わが国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の政策効果もあり、現在、経済の好循環が動き始め、長期停滞やデフシで失われた自信を取り戻しつつあります。

一方で、経済の好循環の効果が未だ地方のすみずみまで行き届いていないことや、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、今後とも景気動向を注視していく必要があります。

次に、本町の状況といたしましては、町税は、景気回復に伴い、法人町民税の増加が見込まれる一方、個人町民税、固定資産税の減少が見込まれるなど、町税全体では減少して

おります。

このような町税収入の伸び悩みに加えて、人件費や公債費を中心とする義務的経費が負担となり、厳しい財政運営を続けております。

こうした状況の中、平成23年に策定した『第4次総合計画』と、併せて施策を実施するにあたっての財政的な裏付けとなる『第2次集中改革プラン』が、ともに平成27年度をもって計画期間の終了を迎えます。

平成27年度は、第2次集中改革プランに盛り込まれた改革メニューをこれまで以上に着実に実施することで、「財政の立て直し」を行いつつ「まちの活性化」につなげてまいりたいと考えております。

本町では、厳しい財政状況を背景に平成19年度以降、固定資産税に係る超過課税として、標準税率に0.3%の超過税率を上乘せし、住民の皆様にご負担をお願いしておりましたが、『第2次集中改革プラン』の改革メニューの実施によって平成25年度には0.1%の引き下げを行うことができました。今後も、引き続き改革を推し進め、

超過税率の引下げに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、平成26年度国の補正予算と平成27年度当初予算を合わせて景気の下支えを行うという国の考え方と歩調を合わせて、本町においても国の補正予算を財源に、まちの活性化施策や子育て支援施策を中心に平成26年度補正予算におきまして前倒し計上しております。

次に、平成27年度一般会計予算（案）につきましては、総額78億6,100万円となっております。

予算規模は、前年度と比較して12.5%の増加と積極型予算となっております。

これは、道の駅事業の造成工事や地域振興施設の建設費用に加えて、町道海岸連絡線整備事業の用地買収への着手など投資的経費が大幅に増加したことによるものでございます。

国民健康保険などの特別会計の総額につきましては、59億7366万1千円となり、前年度と比較して

10.5%の増加となっております。

これは、国民健康保険特別会計において、国保財政の安定化の強化を図るため、対象事業の拡大などの制度改正がなされたこと、下水道事業特別会計において、平成26年度の予算編成時に一部投資事業を平成25年度補正予算に前倒して計上していたものが平年並みの水準に戻ったことなどが主な要因となっております。

また、水道事業会計は、総額7億4,519万6千円と、前年度と比較して12.7%の減少となっております。

これは、主に下水道関連事業の減少に伴う建設改良費の減少によるものでございます。

なお、会計別の詳細な増減額及び増減理由などは、2日目の当初予算に関する説明で副町長から説明させていただきます。

続きまして、平成27年度当初予算案における主な施策の概要について、総合計画の基本政策に則って説明します。



まず、「みんなで進めるまちづくり」でございます。

行財政改革につきましましては、平成27年度は、「第2次集中改革プラン」の計画期間の最終年度に当たることから、計画に盛り込まれている改革項目の達成に向け、なお一層の推進に努め、引き続き災害に強いまちづくりのための防災・減災事業、まちの活性化に取り組むための事業や子育て支援の充実などに的確に対応できる持続可能な財政構造への転換に取り組んでまいります。

また、策定を進めている「岬町公共施設適正化基本方針」に基づき、老朽化した施設の管理運営の方向性について、住民サービスの維持や財政負担の状況等を踏まえ、各公共施設の実施計画の策定に努めてまいります。

さらに、納税者間の公平性や財源確保等の観点から、昨年制定した「岬町債権管理条例」に基づき適切な債権管理を行い、未収債権の徴収強化に向けて、新たに再任用職員を活用した徴収強化など適切な体制づくりを進め、徴収率の向上に努めてまいります。

なお、こうした行財政改革の推進に当たっては、議会並びに協働のまちづくりの観点から岬町行財政改革懇談会や町政報告会において説明し、広く住民の皆様の意見を反映するなど積極的に開かれた改革を進めてまいります。

町有財産の適正管理につきましては、町有財産の適正管理の一環として、本庁舎の山手に位置する通称「坊の山」に管理用フェンスを設置すべく、無断耕作者に理解を求めるなど、適正管理に向けた施策を進めてまいりました。

平成27年度は、より適切な維持管理を行うとともに、本庁舎に設置している防災関係設備の移転など今後の有効利用に向けた調査を行ってまいります。

また、将来的に活用を図る計画のない普通財産については、売却や賃貸の促進を図るなど、町有財産の有効活用に取り組んでまいります。

人権施策では、人権尊重のまちづくりを進めるための基本となる国及び大阪府の同和対策審議会の答申や

「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」に則り、あらゆる人権差別をなくし、差別のない明るく住みよい岬町を実現することは行政の責務と考え、基本的人権擁護の視点に立ち、より一層の人権意識の高揚と人権擁護に係る施策の推進に努めてまいります。

男女共同参画施策につきましては、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、安倍内閣及び本町においても重要課題となっております。その実現に向けて「岬町男女共同参画推進条例」に示された6つの基本理念及び「岬町第2次男女共同参画プラン」に定める8つの基本的施策に基づき、引き続き効果的な施策の推進に努めてまいります。

いじめ防止対策の推進につきましては、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を進めることが重要課題となっております。

本町では、平成26年度に「いじめ防止対策推進法」及び

「岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例」に基づき、連絡協議会を設置し、関係する機関・団体の連携を推進するとともに、この協議会のご意見を聴き「岬町いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

本町においては、これまで深刻な重大事態は発生しておりませんが、引き続き「いじめ問題対策連絡協議会」において、いじめをはじめとする児童等の問題行動についてご審議をいただき、岬町教育委員会とより緊密に連携しつつ、いじめ防止対策を進めてまいります。

自主財源を確保するため、また、本町の施策を応援するために、ふるさと納税として寄附していただいている「岬ゆめ・みらい寄附金」については、寄附いただいた方にお送りする地域の特産品の充実を図ってまいります。

また、ふるさと納税による事業の取り組み状況の情報発信やふるさと納税に係るPRを積極的に行うことにより寄附される方の増加に向け取り組んでまいります。

町制施行60周年記念事業につきましては、昭和30年に

本町が誕生してから60周年を迎えることから、住民の皆様と共にこれを祝い、まちへの愛着を深めていただき、まちづくりの機運をより一層高めることを目的とした、記念事業を実施してまいります。

行政運営を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤である、社会保障・税番号の制度、いわゆるマイナンバー制度については、平成27年10月の個人番号の通知、平成28年1月の利用開始に向けて、必要なシステム改修を行うとともに、適切な業務運用に向けた準備を進めてまいります。

続きまして、「一人ひとりの“子どもが”“親が”輝き、文化を育むまちづくり」でございます。

子育て支援施策では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートいたします。これに伴い、次世代育成支援に係る施策の更なる充実が求められています。

本町においては、子育て環境の更なる充実に向け、「岬町子ども・子育て支援事業計画」と「第2次次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21」を一体化した新たな計画に基づく子育て支援に総合的に進めてまいります。

乳幼児等への医療費助成につきましては、平成23年度から毎年拡充してきたところであります。

平成27年度においては、医療費助成のうち「通院医療」について、助成対象をこれまでの「小学校卒業年度末」から「中学校卒業年度末」まで引き上げることで、子育て家庭の経済的負担を軽減し、更なる子育て支援対策の充実を図るものであります。

なお、「入院医療」の対象者につきましては、平成25年度に既に「中学校卒業年度末」まで引き上げていることから、今回の対象年齢の引上げにより、医療費助成対象は入院・通院ともに「中学校卒業年度末」までとなります。

保育所につきましては、保護者の就労形態の多様化に伴い、保護者が安心して働くことができるよう、仕事と子育ての両立を支援するとともに、園庭開放や子育て相談などを通じ、保育環境の充実に取り組んでまいります。

また、引き続きトイレの洋式化や老朽箇所改修を行い、安全で安心な施設整備に努めてまいります。

子育て支援センターにおきましては、プレイルームに冷暖房設備を設置するなど施設環境の充実に努めてまいります。

また、子育て親子の交流や高齢者等との世代間交流の場の提供、子育てに関する情報収集や提供を、また、必要な相談及び支援に取り組み、親子が気軽に集える支援の拠点として円滑な運営に努めてまいります。

要保護児童及び要支援児童に対する虐待に適切に対応するためには、発生予防から子どもの自立にいたるまで、切れ目のない総合的な支援を行うことが重要であります。

要保護児童及び要支援児童に対する総合的な支援の

充実を図るため、要保護児童対策地域協議会への相談支援専門職員の配置を、また地域ネットワーク関係機関等との連携強化に取り組んでまいります。

また、児童虐待対応外部アドバイザーを活用することにより、本町が対応する児童虐待や困窮事例に対して必要な助言等を受け、適切に対応してまいります。

利用者支援につきましては、子どもや保護者、妊婦など、教育・保育施設や地域の子育て支援等を必要とされる方が、これらの施設やサービスを円滑に利用できるよう、積極的な情報収集と情報提供に努めてまいります。

また、関係機関と連携し、利用者に対する相談や助言活動を行うことにより、利用環境の向上に努めてまいります。

児童遊園につきましては、遊具の安全点検や維持修繕、草刈等に必要な人員を確保し、地元自治区と連携しながら、児童遊園をいつでも利用できる施設とするために取り組んでまいります。

新たな教育委員会制度につきましては、



平成27年度からスタートする教育委員会制度の改革に伴い、教育行政の基本方針を決定する町長主宰の総合教育会議が新設されるとともに、現行の教育長と教育委員長を統合した新「教育長」が創設されます。

教育行政に関する権限と責任の所在を明確化するとともに、町長と教育委員会との連携の強化を図り、いじめ問題など緊急事態の発生時にも的確に対応できる体制を構築してまいります。

学校施設耐震化事業につきましては、本町では町内の3つの小学校について、これまで年次的に耐震化を実施してまいりました。

耐震化計画の最終年度である平成27年度は、淡輪小学校での残る1棟の耐震補強工事を行うことにより、耐震化率が100%となります。引き続き、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境のより一層の改善に向け、取り組んでまいります。

また、学校施設、設備の安全対策の推進事業では、

東日本大震災を教訓に、地震により落下した場合に重大な被害が発生することが想定される岬中学校の武道室、図書室、多目的室の吊天井の耐震対策を実施してまいります。

平成26年度の実施設計に続いて、平成27年度は本体工事を行うことにより、老朽化が進む小学校施設、設備の計画的な整備を図り、安全・安心で快適な学校づくりを進めてまいります。

幼稚園一時預かり事業では、保護者の子育て支援のため、淡輪幼稚園においては、平成26年度から一時預かり保育を実施しております。

平成27年度は、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、これまでの平日・短縮期間中に加えまして、長期休業期間中を追加することにより、地域の子育て支援環境の充実に努めてまいります。

教育相談事業の充実におきましては、いじめ・不登校問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図り、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを

推進するため、スクールカウンセラーによる相談とスクールソーシャルワーカーの配置を継続してまいります。

学力向上チャレンジアップ事業につきましては、子どもたちの生きる力を培うためには、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けること、またそれらを活用して思考し、判断し、表現しながら問題を解決していく力を育むことが必要とされています。

このことを踏まえ、計画的に思考力・判断力・表現力等の向上を図るため、必要な教材を整備するとともに、本町独自の学力診断テストを実施し、学力向上の効果の検証に取り組んでまいります。

子ども見守り活動の充実につきましては、地域の安全安心や子ども見守り活動に対する関心を高めるため、子ども110番のぼり旗の増設や学校安全ボランティアの募集を行い、更なる見守り活動の充実に努めてまいります。

岬の歴史館機能の充実におきましては、本町の歴史文化について、地域住民や生徒・児童が歴史体験活動等を通じて

ふれあい親しむなど世代間交流や地域間交流の場として、また、郷土に愛着が持てるよう、歴史館機能の充実に努めてまいります。

岬町立テニスコートの利用促進につきましたは、平成26年度に実施したテニスコート人工芝の張替えに伴い、テニスコートの利用環境が大きく改善されました。平成27年度は、社会教育団体のみならず、新たなテニス愛好者の交流の場となるように更なる利用の促進を図ります。

続きまして、「誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくり」でございます。

地域福祉施策においては、誰もが地域の中で孤立することなく、生涯を通して安心して暮らすことができる、住みたい・住み続けたいと思う福祉のまちづくりをめざして、「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、岬町社会福祉協議会をはじめ、地区組織や地域ボランティアとの連携により、公民協働で役割分担

しながら地域で支え合う福祉を推進してまいります。

相談体制につきましては、生活に不安や課題を抱える相談者に必要な支援を行い、見守り活動を行うコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを引き続き配置し、地域に出向いて行う「出張福祉なんでも相談」を継続して実施してまいります。

また、生活困窮者の早期把握、就労支援など自立に向けての包括的な相談に対応できるよう大阪府など関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めてまいります。

医療につきましては、国の医療制度改革に注視しながら、安心、信頼の医療制度の運用をめざし、住民が安心して医療サービスが受けられるよう、引き続き現行の医療制度の適正な執行に努め、新たな医療制度改革の導入にも円滑に対応できるよう努めてまいります。

障がい者施策につきましては、「だれもが互いに認め合い、支え合い、共に生きるまちづくり」をめざして、

「岬町第3次障害者基本計画」及び「第4期障害福祉計画」に基づき、障がい者の社会参加と自立を支え合うことができるまちづくりをめざしてまいります。

また、障害福祉サービスや地域生活支援事業の適切な提供に努め、障がいのある方の地域での自立を支えるため、町内の相談支援事業所と連携し地域移行・地域定着支援の充実に努めてまいります。

高齢福祉・介護保険施策につきましては、「地域で支え合う、明るく楽しい健やかな社会」をめざして、「第6期岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢化の進行、核家族化の進展により高齢者のみの世帯やひとり暮らし世帯が増加する中で、高齢者が必要なサービスを利用できるよう介護サービス及び生活支援サービスの提供に努めてまいります。

また、認定者数の増加や介護給付費の増大に伴う介護保険料の上昇を抑えられるよう給付適正化に努めてまいります。さらに、在宅高齢者施策の充実に努めるため

新たに配食サービスとして、「食の自立支援事業」の平成27年度中の開始に向け取り組んでまいります。

認知症対策につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供のながれに関する「認知症ケアパス」を平成27年度中の策定に向け取り組んでまいります。

また、地域包括支援センターに引き続き認知症地域支援推進員を配置し、認知症相談の充実を図るとともに、認知症サポーター養成講座の開催など認知症ケアの周知に努めてまいります。

また、認知症初期集中支援チームの設置に向けた体制整備を行うとともに、認知症等徘徊SOSネットワーク事業の広域連携を図り、徘徊高齢者等の安全とその家族への支援に努めてまいります。

介護予防事業及び地域支援事業につきましては、健康寿命を延ばし、元気ではつらつとした高齢者の生活をめざすため、より一層の介護予防施策の推進に向け取り組んでまいり

ます。

特に、介護予防教室の充実や生きがいつくりの推進、高齢者虐待防止の取組、相談支援体制の充実など地域支援事業を推進してまいります。

シルバー人材センターにつきましては、高齢者の生きがいつくりや就労機会の確保を図るため支援しております「みさきシルバー人材事業団」は、法律に基づきシルバー人材センターへの移行を前提として、昨年12月から「岬町シルバー人材センター」と改称し活動しています。今後も「岬町シルバー人材センター」が円滑な事業展開をできるように引き続き支援してまいります。

健康づくりにおきましては、健康増進法及び食育基本法に基づき「第2次健康増進計画」、「食育推進計画」を踏まえ、誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくりの実現のために、個人の健康づくりの総合的な支援に努めてまいります。

また、健康づくりの重要な分野の一つである栄養・食生活改善の分野においては、幼児期の食育活動を継続する



ことにより、規則的な食生活、生活習慣の定着を図り、若年層からの生活習慣病の予防や生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

妊婦・乳幼児保健施策につきましては、妊婦健診の一人当たりの助成額を国基準の116,840円とするとともに、妊婦が、助成額の範囲内で健診内容等に応じて超音波検査や血液検査等に柔軟に活用できるフリー券制度を継続してまいります。

さらに、これまでの支援内容に加え、新たに、歯科受診券を追加し、妊娠中の健康管理の充実に取組んでまいります。

また、引き続き、「両親教室」、「乳幼児健診」、「出張ほのぼのクラブ」、「こんにちは赤ちゃん全戸訪問」などの各種事業を通じて、妊娠から育児までの各時期の相談に適切に対応し、育児不安の解消・孤立を防ぐための切れ目のない支援を継続してまいります。

がん検診におきましては、低い受診率が課題となっております。がん検診事業を一人でも多くの方に受診いただけるよう、NPO法人や各種団体との連携により

受診行動につながるよう啓発強化に向け取り組んでまいります。

また、これまでの無料クーポン検診事業の継続に加え、大腸がん検診においては、自己負担金を廃止して無料とし、泉佐野市以南の医療機関で自由に受診できるように受診体制の拡充に取り組んでまいります。

健康ふれあいセンターにつきましては、平成27年度から新たな指定管理者による管理運営に移行いたします。

新たな管理運営体制への移行に伴い、利用者に混乱が生じないよう十分な周知に努めてまいります。

また、サービス内容の拡充を図るため、浴場の利用時間を延長するほか、各種講座の円滑な事業展開が図れるよう指定管理者と緊密な連携を図り、住民サービス内容の質の向上に努めます。

施設面では、年次計画に基づくヒートポンプチャラーの第3期更新工事を施工し、より一層の安定した運営に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、特定健診の受診勧奨や訪問指導事業の強化、人間ドック助成事業、若年健診事業を引き続き実施することにより、疾病の早期発見、早期受診による重病化予防に努めてまいります。

また、運動を中心とした生活習慣病予防教室を実施することにより、被保険者の健康づくりに対する意識を高めるなど、医療費の適正化に努めてまいります。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金につきましては、平成26年度に引き続き、消費税率の引き上げの影響等を踏まえ、所得の低い方々や子育て世帯への影響の緩和、消費の支えを図ることを目的とした臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に係る給付事務を円滑に進めてまいります。

続きまして、「新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくり」でございます。

「道の駅みさき」の整備事業につきましては、

第二阪和 国道の延伸整備にあわせ、この整備インパクトを活用した観光・交流の促進を目標に、地域特産品、貴重な歴史・文化資源を活かした賑わいを創出するとともに、安全・安心で 快適な生活環境の形成を図るため、淡輪ランプ付近に道の駅みさきを国と一体型で整備を進めてまいります。平成27年度につきましては、道の駅施設の用地造成及び建設を計画しております。

地域産業の振興では、厳しい経済情勢が続く中、地域産業の振興を目的として、岬町商工会と深日漁業組合が連携し、平成23年度から深日漁港ふれあい広場においてイベントが実施されております。このイベントには町内外から多数の来場者があり、町の観光資源のひとつとなっております。

平成27年度においても引き続き、イベント開催の支援を継続するとともに、協力体制の強化を図り、地域経済の活性化に努めてまいります。

農業政策につきましては、市民農園について検討を進めてまいります。

市民農園は、サラリーマンなど農業者以外の方々が、レクリエーション目的で、小面積の農地を利用して自家用野菜や花を育てるための農地をいい、高齢者の生きがいづくりや児童の体験学習など、様々な目的に活用され、遊休農地対策にも活用できるなど地域活性化の役割を担っています。

この市民農園を利用したい人は年々増加しており、こうした状況を踏まえ、新たな市民農園の開設に向け取り組んでまいります。

この事業を契機として町内外からの農業従事者の拡充に向け、取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害が、農地だけでなく住宅地にも及んでいることから、岬町有害鳥獣対策協議会と連携して有害鳥獣の駆除を行い、被害の軽減に取り組んでまいります。

漁業振興につきましては、本町では、「漁港漁場整備長期計画」に基づき、大阪府等の関係機関と連携しながら、

漁港整備事業に取り組んでおります。平成27年度も引き続き、淡輪・深日・谷川・小島漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興に努めてまいります。

木材魚礁につきましましては、本町では平成22年度から間伐材を利用した木材魚礁を各漁港の地先に設置することにより、漁場環境の改善に取り組んでいきます。平成26年度は、木材魚礁の効果を検証するため、モニタリング調査を実施いたしました。平成27年度からは、この検証結果を生かしながら、漁業の振興に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、平成26年3月に設立した岬町観光協会と連携を図り、本町の観光資源である自然、歴史文化等を広く町内外にPRすることにより、多くの人に岬町に訪れていただけるよう交流人口の増加に努めてまいります。

マスコットキャラクターの活用につきましては、岬町の魅力や特性を町内外に効果的に発信し、まちのイメージ

アップや観光振興に寄与してまいります。

また、町に対する愛着を深めてもらうため、マスコットキャラクターを活用したシティプロモーションに取り組んでまいります。

深日港につきましては、深日港の活性化に取り組むため、平成27年度も深日港において活性化イベントを開催いたします。

また、国や大阪府と連携し、深日港と洲本港を結ぶ連絡船の復活や「みなとオアシスみさき」の基本施設となる「総合観光案内所」の建設など、深日港活性化への検討を進めてまいります。併せて現在仮登録となっている「みなとオアシスみさき」の本登録に向けた準備を進めてまいります。

広域的な観光振興につきましては、現在参画している「華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会」、「泉州観光プロモーション推進協議会」、「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」及び「和歌山市」などと連携し、国内外の観光客に対する積極的な観光PRを行うとともに、

観光客の受入れ体制の充実に努めてまいります。

広域的な地域魅力の向上につきましては、第二阪和国道の開通を見据え、都心からの新たな人の流れを創出し、交流人口の増加を図るため、都道府県や市町村の枠を超えた広域的な連携によって既存の観光資源を結び付け、新たな切り口で地域魅力の向上に取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、多奈川地区多目的公園において、事業エリアの5haにある、第二阪和国道延伸工事に係る土砂仮置き箇所の企業誘致に向けた取り組みを進めてまいります。

また、関西電力多奈川発電所跡地につきましては引き続き、関西電力と連携し、企業誘致に努めてまいります。

いきいきパークみさきにつきましては、住民の健康とコミュニケーションの形成に寄与する公園となるよう、大阪府、住民、進出事業者との協働による取り組みにより、公園運営や維持活動に取り組んでまいります。



また公園エリアにある第二阪和国道延伸工事に係る土砂仮置き箇所の公園整備に向けた準備を進めてまいります。

続きまして、「豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

ごみの減量化とリサイクルにつきましては、リデュース・リユース・リサイクルの3R推進を基本として、引き続きごみの発生抑制及び資源ごみの分別など、資源循環型のまちづくりに取り組んでまいります。

また、併せてペットボトル、プラスチックごみの分別収集を継続し、リサイクル率の向上、焼却ごみの減量による焼却施設の延命化及び焼却経費の削減に取り組んでまいります。

粗大ごみ等の処理では、粗大ごみや空缶・空きびん等の一般廃棄物を適正に処分するとともに、効率的なリサイクル方法の検討を進めてまいります。

また、現在実施している蛍光灯など「小型不燃ごみ」の定期収集につきましても、引き続き無料収集を実施して

まいります。

ごみ処理施設につきましては、経年による老朽化が進んでいることから、前年度に実施した処理機能や設備装置等の機能検査結果に基づき、長寿命化計画を策定し、今後の施設の改善等の方向性について検討を進めてまいります。

コミュニティバスにつきましては、住民にとって重要な交通手段として定着していることから、引き続き効率的な運行形態をめざし、必要な見直しを進めてまいります。

火葬場につきましては、淡輪火葬場において、経年劣化により損傷している箇所が見受けられる火葬炉を計画的に改修するとともに、引き続き、指定管理者制度による適切な運営管理に努めてまいります。

また、深日火葬場につきましては、解体撤去に向けたダイオキシン等の現況調査を進めてまいります。

駐輪場対策におきましては、盗難防止や子どもの見守り、犯罪の抑止などの防犯対策を充実するため、町内5箇所の

駐輪場に防犯カメラを設置し、安心・安全なまちづくりをより一層推進してまいります。

防犯対策におきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進し街頭犯罪や少年非行、子どもや女性を犯罪から守り、犯罪のない社会環境の形成を目指して、平成27年度より、防犯カメラを設置する自治区に対し、設置する費用の一部を補助する補助制度の創設、防犯対策の充実に向け取り組んでまいります。

消防力の充実につきましては、「泉州南広域消防本部」において、平成27年度に「高機能消防指令センター」の一元化の整備を進めることとしております。

これに伴い、泉佐野市から岬町までの全ての地域における119番通報に対して迅速かつ的確な対応、現場到着までの時間短縮及び統一的な部隊運用等による適切な住民サービスの向上が図れます。

被害の軽減や救命率の向上というスケールメリットを發揮することが可能となりますので、今後も消防力の強化と併せ、住民サービスの向上に努めてまいります。

地域防災力の強化につきましては、安全で快適な暮らしを守るまちづくりに向け、平成26年度において、地域の実情に即した住民参加型訓練として、「防災講座」の実施、「自治区との意見交換会」、「土砂災害避難訓練」及び「区長会による消火体験訓練」などを実施してまいりました。平成27年度も引き続き住民参加型訓練を実施し、地域防災力の強化に努めてまいります。

災害時要援護者支援事業につきましては、大規模な災害が発生したときや、災害発生のおそれがあるときに、高齢者や障がい者など支援が必要な方に対して、安否確認や避難誘導などの支援が適切かつスムーズに行えるよう、自治会・自主防災組織等との連携により、地域で支える安心・安全のネットワークづくりの充実に努めてまいります。

続きまして、「安全で快適な暮らしを守るまちづくり」でございます。

第二阪和国道の整備につきましては、岬町域の一部箇所において、用地取得の新たな手続きが必要となったことから、

工期が遅れる見込みとなっております。これに伴い、完成予定が平成27年度から平成28年度にずれ込む見通しであると、先般、近畿地方整備局から発表されました。

淡輪ランプから府県境にかけての区間で、用地取得が完了した部分につきましては、全面的に工事が開始されておりますので、第二阪和国道の一日も早い全線開通を事業者要望をするなど、地元の町として、引き続き事業推進に努めてまいります。

道路施策では、町内道路については、適正な維持管理のため、効果的な維持補修に努めてまいります。また、淡輪地区での大地震による津波発生時の避難路を確保するなど、防災機能の向上を図るため、町道畑山線と国道を結ぶ幹線道路となる（仮称）町道海岸連絡線の整備を進めてまいります。平成27年度においては、用地買収に着手してまいります。

町内の建築物の耐震化促進につきましては、岬町耐震改修促進計画に基づき、町内の建築物の耐震化を促進するため、民間住宅の耐震診断及び民間木造住宅の耐震改修補助事業を引き続き実施してまいります。

また、この制度の周知を図るため、広報の充実に努めてまいります。

町営住宅につきましても、震災に強い住宅への更新などを目的とする緑ヶ丘住宅の建替え事業は、平成29年度末での事業完了をめざし、PFI事業により整備を進めております。平成27年度においては、平成26年度に着手した1期工区、旧緑ヶ丘青少年運動広場の住棟建設63戸、及び当該住棟への入居者移転を進めるとあわせ、2期工区内の既存住棟の解体撤去を実施してまいります。

町有地法面整備事業につきましては、多奈川朝日地区の急傾斜法面の一部において、コンクリートの剥離が認められ、地中の空洞化等が懸念されたことを踏まえ、平成25年度から26年度にかけて基礎調査を実施してまいりました。

その結果、今後、想定される東南海・南海地震などの大地震が発生した場合に、法面の崩壊により道路や住宅地が滑落するおそれが想定される箇所があることが判明いたしました。この調査結果に基づき、法面の安定性が不足し、危険性のある箇所の改修工事に向けて実施設計を

進めてまいります。

空き家バンク制度の実施につきましては、町内の空き家等を有効活用することにより、本町の移住・定住等の促進に寄与し、地域の活性化を図るため、空き家等及び利用希望者等の情報登録制度を引き続き実施してまいります。

水道事業につきましても、厳しい経営状況を改善するため、平成20年11月から上下水道料金徴収等の業務を民間委託し、給水停止の実施など積極的な未収金の整理を進めております。今後も、引き続き、安定供給など住民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業につきましては、下水道の整備には多額の財源を要するため、一般会計の財政状況を勘案しながら深日地区において、公共下水道事業を計画的に推進してまいります。小島地区漁業集落排水事業は、整備した排水処理施設への接続を促進し、地域の活性化並びに水質保全による地場産業の育成に努めてまいります。

以上が平成27年度の町政運営方針の基本政策の概要です。

長時間、ご清聴いただき、ありがとうございました。

(岬町長 田代 堯)